2024年度

岩国市
高齢者福祉のしおり

岩国市 福祉部 高齢者支援課

0827-29-2588
0827-29-2566
0827-29-2511

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

岩国市×株式会社サイネックス

INDEX

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

■高齢者の相談窓口
- 高齢者に関する相談ごとは地域包括支援センターへ …… 2

■高齢者の福祉サービス
- 交通の支援 …… 4
- ひとり暮らしの方への支援 …… 6
- 在宅生活支援 …… 8
- 社会参画・健康増進 …… 11

■介護予防や認知症に関する支援
- 通いの場へ行ってみよう！ …… 15
- 認知症相談会 …… 16
- 認知症サポーター養成講座 …… 17
- 認知症カフェへ行ってみよう！ …… 18
- はいかい高齢者等SOSネットワーク事業 …… 19
- 認知症高齢者等位置情報提供事業 …… 21

■その他の高齢者制度
- 障害・認知症高齢者等に係る税金の控除について …… 23

■高齢者施設
- 高齢者施設の紹介 …… 24

■これからのことを考えてみましょう
- 終活「考えよう・話し合おう」 …… 30
- 人生100年時代の備え …… 32

高齢者に関する相談ごとは地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは、高齢者に関する医療や介護、福祉の身近な相談窓口として、設置されています。

事業の内容

- 総合的な相談・支援
  介護のこと、認知症のこと、体調や病気のこと、住まいのこと、お金の管理のこと、見守りのことなど、様々な相談に応じます。
- 介護予防の推進
  介護予防ケアプランの作成、地域での介護予防の取り組み支援などを行います。
- 権利擁護
  高齢者虐待の相談窓口です。また、成年後見制度、消費者被害などの相談に応じます。
- 地域ネットワークづくり
  ケアマネジャー、医療・介護の関係機関、地域の関係者、ボランティア団体などとのネットワークづくりを行います。

など

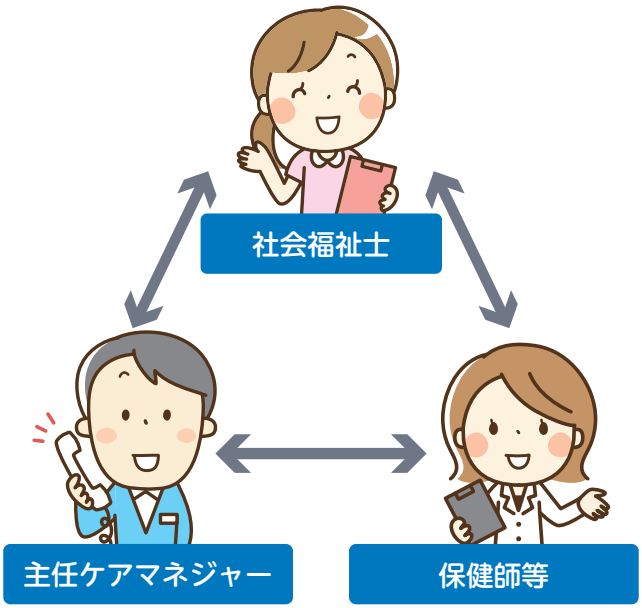

地域包括支援センター一覧表

担当地域	名称・所在地	電話番号・FAX番号
麻里布※1・東※2 装港・小瀬柱島	岩国市地域包括支援センター(第1班) 〒740-0021 室の木町三丁目1-11	☎24-3781 FAX24-3782
川下・愛宕	岩国第一地域包括支援センター 〒741-0071 牛野谷町二丁目12-38	☎34-1577 FAX34-1578
岩国※3・平田 藤河・御庄・師木野 北河内・南河内	岩国市地域包括支援センター(第2班) 〒740-0021 室の木町三丁目1－11	☎24-3700 FAX24-3782
灘・通津	岩国第三地域包括支援センター 〒740-0036 藤生町一丁目17-26	☎34-1313 FAX34-1314
由宇	岩国市地域包括支援センター(第3班) 〒740-1428 由宇町中央一丁目10-11	☎63-3113 FAX63-3112
周東	岩国市地域包括支援センター(第4班周東) 〒742-0492 周東町下久原1208-1	☎84-3615 FAX84-7711
玖珂	岩国市地域包括支援センター(第4班玖珂) 〒742-0392 玖珂町4933-2	☎82-0368 FAX82-6139
錦・美川 美和・本郷	岩国第五地域包括支援センター 〒740-0724 錦町広瀬1067-1	☎71-0055 FAX71-0033

※1　麻里布…今津町・山手町・室の木町・砂山町・立石町・麻里布町
※2　東…川口町・三笠町・元町・昭和町・飯田町・桂町
※3　岩国…岩国・錦見・横山・川西

地域包括支援センターに関する問合せ先	高齢者支援課　地域包括支援班 〒740-8585 今津町1-14-51	☎29-2566 FAX22-0928

介護保険に関する受付・相談窓口

岩国市高齢者支援課	介護給付班……介護サービスについて	☎29-2544
	介護認定班……要介護認定の申請について	☎29-2533

交通の支援

問 高齢者支援課支援班　☎29-2588

1 高齢者活き行きサポート事業（タクシー料金助成事業）

高齢者の外出をサポートし、いきいきと自立した生活を支援することを目的として、タクシー利用券を交付します。

対象者　運転免許証（原付を含む）を持っていない75歳以上の方
（障害者福祉タクシー料金助成事業でタクシー利用券の交付を受けている方を除く）

交付内容
- 1枚あたり500円の利用券を**1月あたり4枚**交付します。
- 利用券は、申請月に応じて月割りで交付枚数が変わります。
（4月申請…48枚　5月申請…44枚　6月申請…40枚　etc.）

申請窓口　高齢者支援課支援班　1階15番窓口
総合支所市民福祉課、支所、出張所

必要なもの
- 本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等）

※代理申請の場合は、対象者と代理申請者の本人確認書類がそれぞれ必要です。

- 運転免許証を返納した証明書類（運転経歴証明書、運転卒業証、運転卒業者サポート手帳のいずれか1点）

※返納の証明書類を持っていない方でも申請は可能です。その場合、運転免許証の有無を警察に確認するため、申請から交付まで3週間程度お時間がかかります。

2 敬老優待乗車証交付事業（バス券）

高齢者の交通支援を目的として岩国市内を運行するバスで利用できる優待乗車証を交付します。

対　象　者　70歳以上の方

優待乗車証は、70歳の誕生日を迎える前月末頃に対象者の住所へ送付します。

紛失や汚損などによって再交付を受ける場合を除き、申請手続は必要ありません。

交付内容

以下の路線を一乗車につき100円の自己負担で利用できます。

- いわくにバス
- 由宇地区バス
- 岩国市過疎地域乗合バス
- 防長交通（岩国駅前～徳山駅前線）
- 坂上線
- 岩国市生活交通バス

※市内区間のみ

申請窓口（再交付のみ）　高齢者支援課支援班　1階15番窓口
総合支所市民福祉課、支所、出張所

必要なもの　本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等）

※代理申請の場合は、対象者と代理申請者の本人確認書類がそれぞれ必要です。

敬老優待乗車証（バス券）によるその他の交通機関の運賃助成事業

▲錦川清流線運賃助成事業

助成内容　6,000円分の利用券を4,000円で購入できるよう助成します。

申請方法　「錦町駅」または「錦川清流線列車内」で敬老優待乗車証を提示し、利用券を購入します。

利用区間　錦川清流線の錦町駅から川西駅まで

▲柱島航路運賃助成事業

助成内容　乗船1回分につき半額の運賃で乗船できるよう助成します。

申請方法　「岩国港・柱島港・黒島港」にて切符を購入する際、敬老優待乗車証とともに申請書を提出することで、半額の運賃で切符が購入できます。

利用区間　岩国柱島海運株式会社が運航する航路で、岩国港から柱島港、端島港または黒島港まで

ひとり暮らしの方への支援

問 高齢者支援課支援班　☎29-2588

1 緊急通報システム整備事業

ボタンを押すことで、急病等の非常事態を受信センターに通報できる装置を貸出します。

受信センターでは看護師などのスタッフが容体を聞き取り、必要に応じて救急車の手配や家族への連絡などを行います。また、非常時の通報だけでなく高齢者の健康に関する相談も24時間行うことができます。

※ 緊急通報装置は、固定型（電話回線が必要）と携帯型から選択できます。

対象者 65歳以上のひとり暮らし又はひとり暮らしに準ずる世帯の高齢者

利用料 月517円（口座引き落とし）

申請窓口 高齢者支援課支援班　1階15番窓口
総合支所市民福祉課、支所

必要なもの ●対象者の認印

2 あんしん情報カプセル交付事業

急病等によって救急車を呼んだ際に、救急隊員へ本人に代わって必要な情報を伝えてくれるカプセルを交付します。

カプセルに緊急連絡先などの情報を記入したシートを入れて、冷蔵庫の中に保管しておくことで、迅速な救急活動に役立ちます。

※すでにカプセルを持っている方は、シート内の情報を必ず最新のものに書き換えていただくようお願いします。

対象者 65歳以上のひとり暮らし又はひとり暮らしに準ずる世帯の高齢者
75歳以上のふたり暮らし世帯の高齢者

申請窓口 高齢者支援課支援班　1階15番窓口
総合支所市民福祉課、支所、出張所

必要なもの 本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等）

※代理申請の場合は、対象者と代理申請者の本人確認書類がそれぞれ必要です。

3 警告メッセージ付き通話録音装置

岩国市消費生活センターでは、悪質な勧誘電話やうそ電話詐欺への被害防止対策として「警告メッセージ付き通話録音装置」の貸出事業を実施しています。

この装置は、電話機に取り付けることによって、呼び出し音が鳴る前に「この電話は被害防止のため会話内容を録音します」とメッセージが流れます。また、会話を自動的に録音する機能があり、防犯効果が見込めます。

対象者 ひとり暮らしの高齢者世帯

貸与期間 6ヶ月(延長可最大1年)

利用料 なし

設置方法 利用者による設置が難しい場合、消費生活センター職員が訪問して設置

設置条件 自宅に通話録音装置の設置可能な設備がある。または設備を整えることができること(詳細はお問い合わせください)。

お問い合わせ 岩国市消費生活センター(市役所4階くらし安心安全課内) ☎29-5017

在宅生活支援

問 高齢者支援課支援班　☎29-2588

1 日常生活用具(おむつ)給付事業

在宅で生活するおむつの必要な高齢者に向けて紙おむつ、尿取りパットの購入に利用できる給付券を交付します。

対　象　者

次のすべての要件を満たす方

- 岩国市内に住所がある65歳以上の方
- 岩国市内において在宅で生活している方、又は病院に入院している方(市外の病院を含む)
- 要介護状態区分等が要介護3以上の方　(注1)
- 市民税非課税世帯に属する方　(注2)
- 生活保護法によるおむつに関する一時扶助の適用を受けていない方

(注1)入院中の方であって、介護サービスの利用が不要であるために認定を受けていない方については、指定様式の診断書を提出することで、申請が可能です。

(注2)対象者を扶養にとっている市民税課税者がいる場合は、制度の対象外となります。

給 付 内 容

ひと月あたり3,000円を限度として、申請月の翌月分から扶助を行います。

- 在宅の方　ドラッグストア等で紙おむつ、尿取りパッドの購入に利用できる給付券(月3,000円分)を交付します。
- 入院の方　おむつ代が記載された入院費の領収書を提出していただくことで、月3,000円を限度として、口座への償還払いを行います。

申 請 窓 口

高齢者支援課支援班　1階15番窓口

総合支所市民福祉課、支所

必要なもの

対象者および申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、健康保険証等)

2 災害時要援護者避難支援事業

在宅で生活する高齢者のうち、災害時に介護関係施設等に避難する必要があると認められる方を事前に登録し、介護用ベッドなどの設備のある福祉協定施設を避難所として提供します。

対　象　者

次のすべての要件を満たす方

- 65歳以上の方
- 在宅のねたきり高齢者であって、日常生活動作全般に介護を要する状態にあり、介護用ベッドなどの特殊寝台や介護設備などの利用が不可欠な方
- 家族等の介助者の同伴が可能である方
- 避難先における介護や処置、医療的なケア等を、家族等の同伴者又は自身で対応できる方
- 避難先で必要な機器、食料、飲み物、衣類等を全て持参できる方

支援の流れ

①台風や大雨等によって避難所が開設された場合、市から登録者に避難情報の伝達および避難の意向確認を行います。

②登録者が避難を希望した場合、市は速やかに受け入れ可能な避難施設の調整を行います。

③個別支援計画書に基づき、登録者と介護者は、市が指定する避難施設へ避難をします。

※各人が避難行動をとることが原則です。発令された警戒レベル3（高齢者等避難）を目安に、危険を感じたら速やかに避難をするよう心がけましょう。

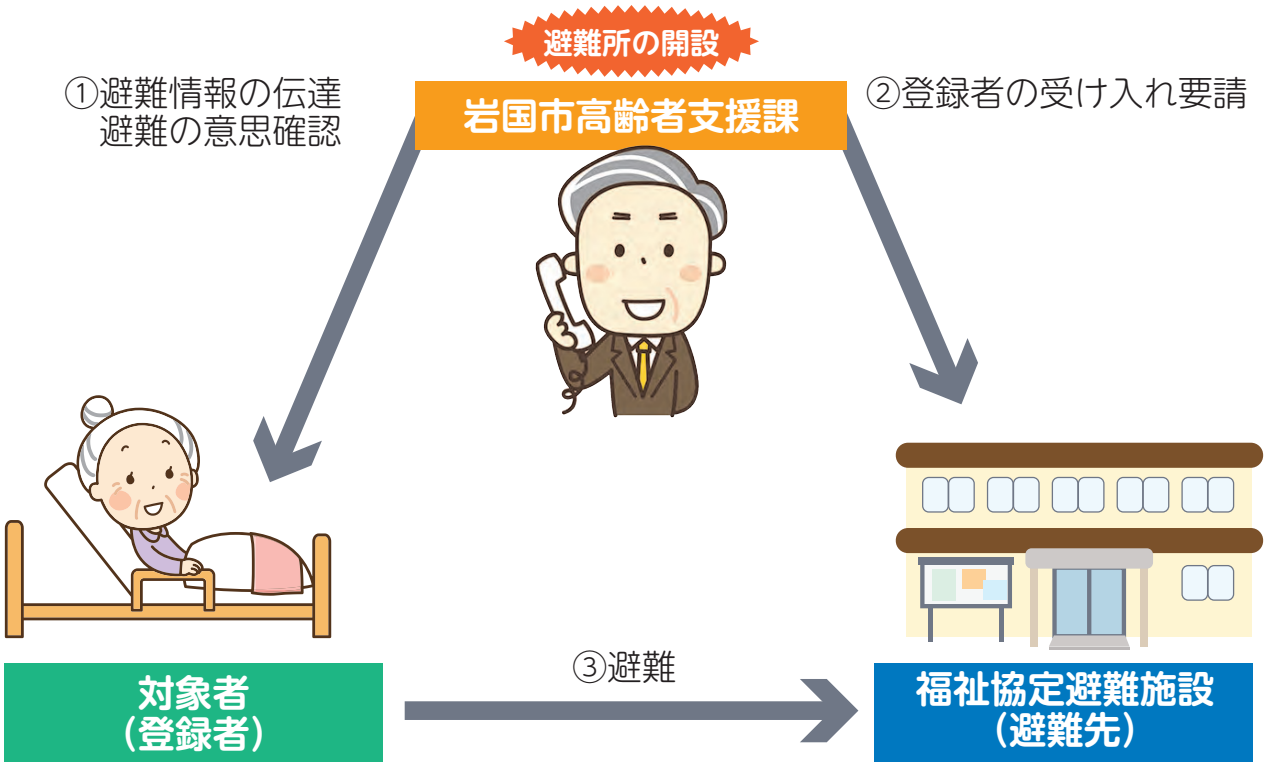

申 請 窓 口

高齢者支援課支援班　1階15番窓口

総合支所市民福祉課、支所

必要なもの

対象者および申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等）

3 高齢者等のごみ出し支援事業

市内の在宅で生活している要介護認定者や障害者のみの世帯で、世帯員自ら、決められたごみ集積場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、決まった曜日に戸別訪問し、玄関先からごみの収集を行います。また、ごみの排出がない場合の声かけによる安否の確認を行います。

対象となる世帯

市内の在宅で生活している要介護認定者や障害者のみの世帯（次の①～⑤に該当）で、世帯員自らが決められたごみ集積場所まで家庭ごみを持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯

①介護保険の認定が要介護3以上の方
②身体障害者手帳1級または2級の方
③療育手帳Ａの方
④精神障害者保健福祉手帳1級の方
⑤障害者総合支援法の対象となる難病の方

お問い合わせ

相談や申請について
高齢者支援課　☎29-2588
障害者支援課　☎29-2522

収集や変更について
環境事業所　☎31-7710
環境事業課　☎31-5304

4 地域生活支援短期宿泊サービス事業

介護者等の疾病、冠婚葬祭などの事由によって、一時的に在宅生活が困難な高齢者に対して、短期間の宿泊場所を提供し、必要な指導や支援を行います。

対象者　65歳以上の高齢者で、原則要介護認定または要支援認定を受けていない方。ただし、入院加療を要する状態にある方や感染性疾患のある方は利用できません。※利用にあたっては、原則として、所定様式の診断書の提出が必要です。

利用期間　1回につき7日間まで　※同一年度内に2回の利用を限度とします。

利用料　1日あたり　利用者負担金（400円）＋食材料費等（1,000円）
※市民税非課税世帯の方は、利用者負担金に限り市が負担します。

実施施設　玖珂地方養護老人ホーム久楽荘（玖珂町）
玖珂地方養護老人ホーム松風荘（本郷町）

お問い合わせ　高齢者支援課支援班　☎29-2588

社会参画・健康増進

問 高齢者支援課地域包括支援班　☎29-2566　　支援班　☎29-2588

1 補聴器購入助成事業 新規事業

コミュニケーション能力の向上や認知症の予防、閉じこもりの防止を図り、社会参加を支援するため、高齢者の補聴器購入費用の一部を助成します。

対象者 次のすべての要件を満たす方

- 65歳以上の方
- 両耳の聴力レベルが軽度・中等度難聴（30デシベル以上）の方、または耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認めた方
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- 過去5年以内にこの事業の助成を受けていない方

助成内容

- 補聴器購入費用を1回につき30,000円を上限として助成します。

※付属品のみの購入や修繕費用、市から交付決定を受ける前に購入した補聴器は助成の対象外となります。

申請窓口 高齢者支援課支援班　1階15番窓口
総合支所市民福祉課、支所

必要なもの

- 申請書
- 医師意見書

※申請書・医師意見書の様式は市の窓口で受け取るか、市のホームページから印刷してください。

- 医師意見書に基づく補聴器の見積書
- 本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等）

※代理申請の場合は、対象者と代理申請者の本人確認書類がそれぞれ必要です。

2 高齢者生きがいボランティアグループ

高齢者生きがいボランティアグループとは、地域で組織された高齢者主体のボランティアグループです。

65歳以上の高齢者等の様々な困りごとに対して、軽度の生活支援を行い、自立支援を図る活動をしています。

登録できる方 概ね60歳以上で5名以上のグループ

活動内容 訪問、話し相手、送迎、植木剪定、草刈、外出支援、家事、食事支援、簡単な修理や修繕 など

※活動範囲は登録者の住んでいる地域内（自治会程度）です。

制度の流れ 活動にあたっては、岩国市社会福祉協議会で事前に登録申請が必要です。
グループの代表は、毎月、岩国市社会福祉協議会へ活動報告を提出します。
1回の活動（支援）に対して500円の活動費が補助されます。（年間の補助上限額　48,000円）

お問い合わせ 詳しくはお住まいの地区の岩国市社会福祉協議会へお問い合わせください。

3 ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンとは、地域にお住まいの皆さんが気軽に集える交流の場です。

地域の皆さんとつながることで顔なじみの輪が広がり、健康づくりや生きがいづくりを行うことができます。

活動内容 健康体操、認知症予防ゲーム、茶話会、レクリエーション、季節毎のイベント、料理教室など

※サロンによって活動内容は異なります。

お問い合わせ 詳しくはお住まいの地区の岩国市社会福祉協議会へお問い合わせください。

対象地区	問い合わせ先	電話番号	対象地区	問い合わせ先	電話番号
旧岩国	岩国市社会福祉協議会 岩国支部	22-5877	本郷町	岩国市社会福祉協議会 本郷支部	75-2355
由宇町	岩国市社会福祉協議会 由宇支部	63-3022	美川町	岩国市社会福祉協議会 美川支部	76-0069
玖珂町	岩国市社会福祉協議会 玖珂支部	82-3231	美和町	岩国市社会福祉協議会 美和支部	96-0600
周東町	岩国市社会福祉協議会 周東支部	84-1100	錦町	岩国市社会福祉協議会 錦支部	72-2211

4 老人クラブ

老人クラブとは、明るい長寿社会づくりを目的として、地域を基盤に活動する高齢者の自主的な組織です。市から補助金による助成を受けて、生きがいと健康づくりのための多様なクラブ活動を行っています。

会員の年齢 概ね60歳以上

活動内容
- 文化祭やスポーツ大会の開催
- カラオケ大会、卓球クラブ、グラウンドゴルフ、フォークダンス、料理教室、体操教室などのサークル活動
- 地域清掃、子供の登下校の見守り、募金活動などのボランティア
- 交通安全研修会、認知症予防教室、学校行事参加による世代間交流などの教養活動
- 親睦旅行などのレクリエーション

お問い合わせ　岩国市老人クラブ連合会　☎35-4646　(火･水･金　12:30～16:15のみ)
※新規の加入等のご相談は、各地域の単位クラブにお問い合わせください。
※開館時間は、都合によって変更となる場合があります。

5 敬老行事

長年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝福するため、毎年9月ごろに各地区で開催される敬老行事に対して補助金を交付します。

また、100歳を迎える高齢者に対しては、誕生日の前後に、市から記念品及び祝い状を贈呈します。

※敬老行事の参加等については、実施主体となっている各地区の自治会または地区社会福祉協議会などにお問い合わせください。

6 高齢者はり、きゅう助成事業

高齢者の健康の増進を目的として、はり又はきゅうの施術を受ける際に利用できる受診券を交付します。

対　象　者　75歳以上の方

給付内容　1日1回、1カ月に5回を限度として、施術費の一部を助成します。

申請窓口　高齢者支援課支援班　1階15番窓口
総合支所市民福祉課、支所、出張所

必要なもの
- 対象者の認印
- 本人確認書類(マイナンバーカード、健康保険証等)

※代理申請の場合は、対象者と代理申請者の本人確認書類がそれぞれ必要です。

7 老人福祉センター

老人福祉センターとは、高齢者が健康で明るい生活を営むために、健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する施設であり、市内に3箇所が設置されています。

サークル活動に利用できる集会室があり、囲碁将棋、カラオケ、舞踊、民謡、詩吟、グラウンドゴルフなどの活動が行われています。

対象者 60歳以上の方及びその団体

※各老人福祉センターによって、設備や活動している団体は異なります。

※開館日、開館時間、使用料、活動への参加などについては各老人福祉センターにお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
岩国市老人福祉センター	南岩国町二丁目65番38号	31-4355
由宇老人福祉センター	由宇町802番地	63-0675
美和老人福祉センター	美和町西畑135番地1	96-0600

8 定期予防接種　令和6年7月時点の情報です

問 健康推進課　☎24-3751

予防接種を受けることで、病気の発症や重症化予防をはかります。

▲高齢者インフルエンザワクチン

対象者 岩国市に住民票があり、次の①②いずれかに該当する方

①接種日において65歳以上の方

②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能などに身体障害1級相当の障害のある方

期間・回数 10月1日～2月末日までに1回

自己負担額 1,490円（生活保護受給者および中国残留邦人等支援給付の人は無料）

接種の場所 岩国市と契約した医療機関で接種します。市外の病院や施設に入院・入所中の場合は、入院先や入所先でご相談ください。

▲新型コロナワクチン

高齢者インフルエンザワクチンと同様の対象者、期間で実施予定です。詳細は、市報やホームページでお知らせします。

▲高齢者肺炎球菌ワクチン

65歳の方、及び60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能などに身体障害1級相当の障害のある方が対象です。（過去に当該接種を受けた方は除きます。）

通いの場へ行ってみよう！

問 高齢者支援課地域包括支援班　☎29-2566

通いの場とは・・・

身近な地域で、介護予防・健康づくりに取り組む、住民主体の自主活動グループです。体操やレクリエーションなど、参加者のペースに合わせて活動を行なっています。「通いの場」に参加して、仲間と一緒に介護予防等に取り組みませんか！

通いの場

対象者　介護予防・健康づくりに取り組みたい方

主な内容　岩国はつらつ体操、認知症予防のための活動、レクリエーション　など
（通いの場によって内容は異なります）

会　場　市内で多くの「通いの場」が活動しています
市のホームページをご覧いただくか、3ページの地域包括支援センターへお問い合わせください

お近くに「通いの場」がない時など、
地域包括支援センターでは「通いの場」の立ち上げを支援しています

介護予防教室

対象者　介護予防・健康づくりに取り組みたい方
教室終了後も「通いの場」として活動継続したい方

会　場　地域の人が集まって体操ができる場所ならどこでも！

認知症相談会

問 高齢者支援課地域包括支援班　☎29-2566

地域包括支援センターでは、認知症地域支援推進員等による「認知症相談会」を実施しています。

相談は予約制になっておりますので、事前に高齢者支援課地域包括支援班へお電話ください。

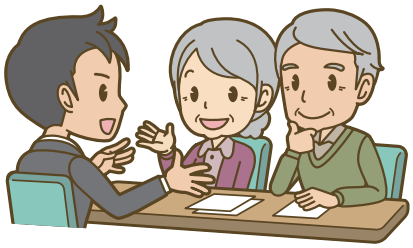

「認知症相談会」以外でも相談をお受けしています。職員が訪問することもできますのでお気軽にご相談ください。

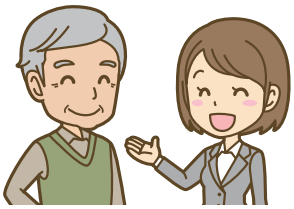

会場および開催日

会場	開催日 ※祝日と重なる場合、変更となります
岩国市保健センター	毎月第2火曜日　10時～12時
由宇保健センター	毎月第1月曜日　10時～12時
総合センター日向（周東）	毎月第3月曜日　10時～12時
美川保健センター	毎月第1火曜日　10時～12時
岩国市役所	毎月第3火曜日　10時～12時 ※7月と12月は14時～開催し、「若年性認知症相談会」となります

相談時間

10時～11時・11時～12時のどちらか

※ただし、祝日と重なる場合は変更となります。お問い合わせください。

認知症サポーター養成講座

問 高齢者支援課地域包括支援班　☎29-2566

「認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する人」を一人でも多く増やすことによって「認知症になっても安心して暮らせる地域」を地域の方の手でつくっていくことを目指し「認知症サポーター養成講座」をキャラバン・メイトと呼ばれるボランティア講師と協働して実施しています。

認知症サポーターとは

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者（サポーター）です。

友人や家族に学んだ知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するように努めるなど、自分のできる範囲で活動してもらいます。

講座を修了された方には、そのしるしとして「認知症サポーターカード」をお渡しします。

講座の申し込み条件

地域住民、職域、学校、広域の団体・企業等の従事者など、10名以上の団体でお申し込みいただけます。

講座の内容

時　間　原則90分

講　師　キャラバン・メイト

内　容　認知症サポーターとは？
認知症とは？
認知症を理解するには？
私たちが地域でできることは？

講座の申し込み方法

認知症サポーター養成講座開催申込書を、開催希望日の60日前（遅くても30日前）までに、地域包括支援センターにご提出ください。

※ただし、講師（キャラバン・メイト）の都合がつかない場合は、講座を開催できない場合もあります。

お問い合わせは3ページの地域包括支援センターへ

認知症カフェへ行ってみよう！

問 高齢者支援課地域包括支援班　☎29-2566

認知症カフェとは

認知症の方やその家族が一緒に行ける場所です。社会福祉事業所やNPO法人、有志のグループなどによって運営されています。地域の方の参加もできて、さまざまな方との交流や情報の交換などができます。また、看護師や介護福祉士などの専門家が参加しているので、アドバイスを受けることもできます。

家族の負担を軽減したり、地域の方などが認知症へ理解を深めたりする効果が期待されています。

認知症カフェを利用できる人

年齢に関係なく、どなたでも参加できます。認知症の方やその家族の利用だけに限らず、地域の方の参加も自由です。

認知症カフェの活動内容

作品づくりや音楽鑑賞などいろいろなプログラムが考えられていますが、おしゃべりをしてゆっくりと過ごすこともできます。

参加者同士でおしゃべりをすることで友達ができたり、お互いに相談したり、悩みを打ち明けたりすることもできます。

開催場所については、市のホームページをご覧いただくか高齢者支援課地域包括支援班までお問い合わせください。

岩国はつらつ体操

手を上に伸ばす

市 HP から
ご覧ください

肩の動きを改善し、姿勢を安定させる

はいかい高齢者等SOSネットワーク事業

問 高齢者支援課政策班　☎29-2511

認知症の方が行方不明になったときに、地域の協力を得て早期に発見・保護するための取り組みです。

「外に出て自宅に戻れなくなったことがある」高齢者など、行方不明になる可能性のある対象者の名前、写真などの情報をあらかじめ市に登録しておくことで、より迅速な対応につながります。

事前登録について

申請窓口　お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

申請をする方　ご家族等

必要なもの　事前登録届、登録対象者の写真（顔のみ1枚、全身1枚）

登録者が行方不明になった場合

家族　警察署へ相談し、行方不明者届を提出します。

↓

警察署　高齢者支援課へ支援要請をします。

↓

高齢者支援課　協力事業者や市民に情報提供を行い、捜索への協力を依頼します。（情報提供の内容や範囲は、家族等に確認します。）
【提供する内容】氏名、年齢、服装、持ち物　等

↓

協力事業者
市に協力の申出があった介護サービス事業所等に、協力の依頼を行います。

市民
家族等の同意を得て、市民メール等により広く情報を提供します。

保護・発見された時

- 警察署から家族へ、連絡があります。
- 協力事業者と市民へ、高齢者支援課から連絡をします。

事前登録している高齢者等の状況が変わった時

- 登録された情報は、警察署と共有していますので、状況に変更があったときは、速やかに手続きをお願いします。
- 年1回、登録状況の確認のため、市から書類を郵送します。

●担当ケアマネジャーの変更 ●家族等の連絡先の変更　等	→ 岩国市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業事前登録届
●入院、入所 ●市外転出、死亡　等	→ 岩国市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業事前登録廃止届

▲協力事業者とは

事業の趣旨に賛同し、日常業務の範囲内で行方不明者の捜索に協力できる事業者として、事前の申し出によって市に登録している協力機関です。

事業に協力いただいている事業者の一覧は、市のホームページで公開しています。

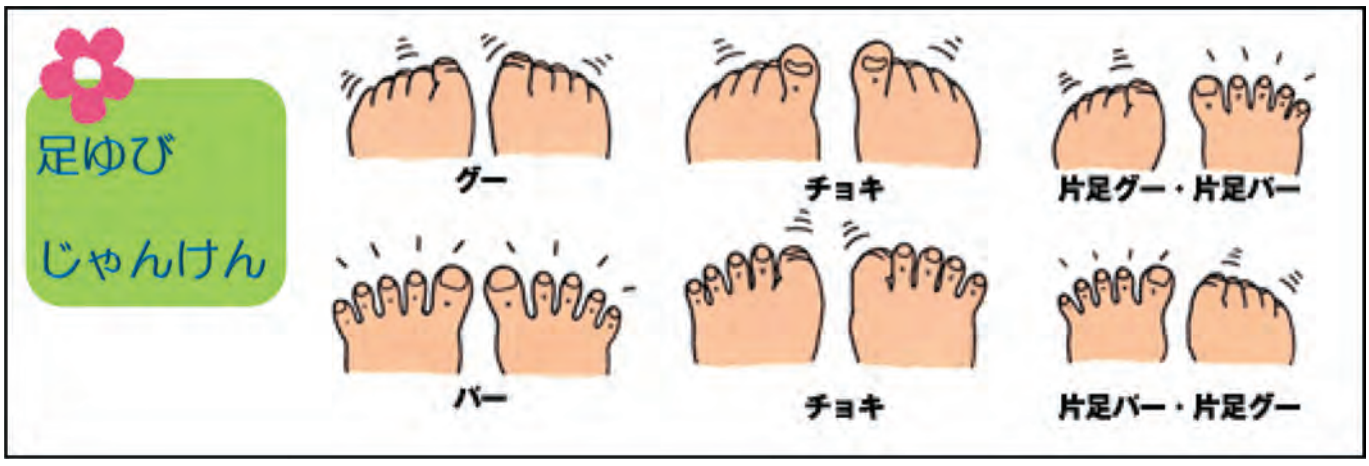

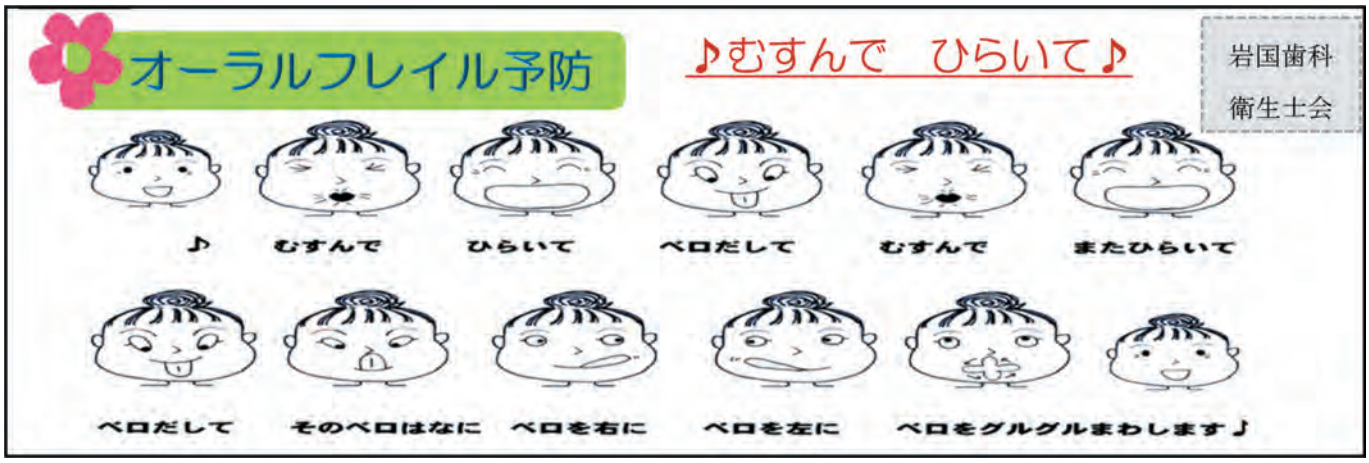

認知症高齢者等位置情報提供事業

問 高齢者支援課政策班　☎29-2511

サービスの概要

認知症などで行方が分からなくなってしまう可能性のある方に、GPS機能の付いた端末機を携帯してもらい、もしもの時に早期発見、対応ができるよう、市が端末機の利用料金の一部を負担します。

ご家族等がインターネットを利用して、地図上の位置を確認することができます。

対象者

岩国市に住所があり、はいかい高齢者等SOSネットワーク事業の事前登録をしている高齢者等（若年性認知症の者を含む）を介護している家族等。

※この事業は、認知症などではいかいのおそれのある高齢者を介護し、事業者と契約する家族等に対して、利用料の負担軽減を行うものです。

利用機種の特徴、料金負担額

携帯型

機器の大きさ

縦：8.4cm　横：4.6cm　厚さ：1.6cm

特　徴

- かばんなどの所持品に入れて持ち歩きます
- かけつけサービス

利　用　料

利用者負担	月額利用料	1,320円
市負担	初期費用	7,700円

※別途、利用に応じて「かけつけサービス」「位置情報のオペレーション対応」が自己負担となります

※「かけつけサービス」を利用した場合、費用の一部助成がありますので、高齢者支援課政策班にお問い合わせください

岩国はつらつ体操

椅子の立ち座り

市HPから
ご覧ください

下肢筋力を強化する

靴型

機器の大きさ

縦:4.5cm　横:3.8cm　厚さ:1.1cm

特　　徴

●専用のカバーをつけて、靴に取り付けることができます

利　用　料

利用者負担	月額利用料	5,750円
市負担	月額利用料	5,750円

申請方法

①高齢者支援課政策班(市役所1階15番窓口)で、申請してください。
②市が審査を行い、利用の可否、負担額を決定し、通知書を送付します。
③事業者と契約を行い利用を開始します。(事業者から申請者に連絡があります。)

必要なもの

申請書

サービス利用中の問い合わせについて

機器の不調、紛失、請求等、サービス利用に関しては、直接、事業者へお問い合わせください。

解約等について

解約を希望する場合は、高齢者支援課政策班にご連絡ください。

岩国はつらつ体操

片足で立つ(右・左)

バランスの改善と下肢
全体の筋力を強化する

市 HP から
ご覧ください

障害・認知症高齢者等に係る税金の控除について

問 高齢者支援課介護認定班　☎29-2533

課税世帯に属する高齢者であって、体に不自由のある方や、認知症のある方に向けて税の控除が受けられる障害者控除対象者認定書を交付します。

対　象　者　65歳以上の高齢者であって、以下の区分表における特別障害または普通障害に該当する方。

	認定区分	対象者の状況　※申請日から直近の12月31日時点または死亡日時点
体に不自由のある方	特別障害	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。
		屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つことができる。
	普通障害	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない。
認知症のある方	特別障害	著しい精神症状や問題行動若しくは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
		日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
		日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
	普通障害	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

※既に障害者手帳などを所持している方は、手帳の等級に応じて障害者控除を受けることが出来るため、原則として認定書の申請は不要です。

※所得税・住民税が課税されていない世帯の場合、認定書を申請しても控除を受けることはできません。

申 請 方 法
①対象者又はその親族が申請を行うことができます。
②対象者が要介護または要支援の認定を受けている場合は、認定時の主治医意見書を参考として、区分表の基準に該当するかを審査します。
※認定を受けていない場合は、かかりつけ医の診断書を参考とします。
③2週間ほどで結果（認定書または非該当通知書）を郵送します。
④交付された認定書を、対象者又はその扶養親族が確定申告または年末調整の際に提示することで、所得税・住民税の控除を受けることができます。

申 請 窓 口　高齢者支援課介護認定班　1階15番窓口
総合支所市民福祉課、支所

必要なもの
- 対象者の介護保険証
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等）

※要介護または要支援の認定を受けていない場合に限り、指定様式の診断書が必要となります。詳細についてはお問い合わせください。

高齢者施設の紹介

岩国市内の介護保険施設一覧

特別養護老人ホーム

- いつも介護が必要な方で、自宅での生活が困難な方が対象の施設です。
- 入浴、排泄などの介護や、日常生活の世話などが行われます。
- 原則として、要介護3～5の方が利用することができます。

施設名	住所	電話番号
ヴィータ	〒740-0018 麻里布町3-5-30	30-0001
かなえ	〒741-0061 錦見3-7-55	44-2233
灘海園	〒740-0037 愛宕町1-5-1	32-0315
光葉苑	〒740-0302 下317-2	47-3500
緑風荘	〒740-1406 由宇町3018-1	62-1122
玖珂苑	〒742-0341 玖珂町3813-6	82-0555
ヴィラ本郷	〒740-0602 本郷町本郷2086	78-1111
高森苑	〒742-0425 周東町西長野621-1	84-3747
錦苑	〒740-0724 錦町広瀬758	72-3523
美川苑	〒740-0501 美川町小川437-1	76-5008
美和苑	〒740-1231 美和町生見12538	96-1130
ビオラ・ユウ	〒740-1455 由宇町北1-5-20	62-1133
シンシアゆうわ	〒740-0036 藤生町3-27-8	34-6002
秀東館 光陽	〒742-0416 周東町用田341	84-6000
樂寿苑	〒740-1231 美和町生見字石兼2489-1	97-0800

介護老人保健施設

- 病院などの医療施設から家庭に復帰するための施設です。
- 主にリハビリや介護、日常生活の世話が中心として行われます。
- 要介護1～5の方が利用することができます。

施設名	住所	電話番号
ふれんず	〒740-0017 今津町1-11-23	21-5150
なんわ荘	〒740-0032 尾津町5-7-30	34-0100
桜の園	〒740-0302 下342-1	47-3100
みどり荘	〒740-1441 由宇町千鳥ヶ丘1-1-1	63-1141
くが	〒742-0341 玖珂町3813-6	82-0500
あさぎりの郷	〒740-0724 錦町広瀬705	71-1111

介護医療院

- 長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供する施設です。
- 要介護1～5の方が利用することができます。

施設名	住所	電話番号
みどり介護医療院	〒740-1404 由宇町359-1	63-0111
介護医療院 ケアホーム山口	〒742-0334 玖珂町11361	81-1155
周防病院介護医療院	〒742-0413 周東町上久原123	84-1223

岩国市内の老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅一覧

介護付 有料老人ホーム

介護等のサービスがついた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護（介護保険サービス）を利用しながら生活することが可能です。

名称	住所	電話番号
クローバーハウス	〒740-0023 川下町2-9-31	24-1010
ケアホーム横山陽だまりの家	〒741-0081 横山3-8-10	43-5151
ティエラ	〒741-0092 多田3-104-2、105-1（二番館）	44-3003
ケアホームディア・レスト岩国	〒741-0072 平田5-27-43	34-2500
あいらの杜新岩国駅前	〒741-0083 御庄3-114-2	45-1100
秀東館 泉	〒742-0416 周東町用田342-3	83-1800
せんぞく苑	〒742-0417 周東町下久原443-6	83-0100
秀東館 美空	〒742-0425 周東町西長野265-1	83-0010

住宅型 有料老人ホーム

生活支援等のサービスがついた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護保険サービスを利用しながら生活することが可能です。

名称	住所	電話番号
無花果（Mukaka）	〒741-0071 牛野谷町1-5-25	31-9887
ヴィラ吉香	〒741-0081 横山3-4-10	43-2177
ハートリンク岩国柱野	〒741-0073 柱野832-1	45-1355
ハートリンク南岩国	〒740-0034 南岩国町2-7-20	34-1720
宅老所一楽	〒740-1441 由宇町千鳥ケ丘2-7-2	63-0738
宅老所一楽通津	〒740-0044 通津2409-1	38-2081
高森のびのび弐番館	〒742-0413 周東町上久原1121-12	28-4567
コージーホームせんぞく	〒742-0417 周東町下久原443-6	83-0100
たかもり苑	〒742-0425 周東町西長野618-1	35-5225
なでしこ	〒742-0322 玖珂町1011-4	81-0525
有料老人ホーム・ナーシングケアあゆみ	〒742-0341 玖珂町3432-8	81-1165

サービス付 高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供します。なお、※印がついている施設は、特定施設入居者生活介護（介護保険サービス）を利用しながら生活することが可能です。

名称	住所	電話番号
クローバーハウス尾津	〒740-0032 尾津町1-19-10	28-5602
ザ・レジデンス　デュオ	〒740-0018 麻里布町3-5-5	30-0715
サービス付高齢者向け住宅 結埜音	〒740-0011 立石町3-8-38	35-6677
のんびり村今津　※	〒740-0017 今津町4-12-7	30-0077
サービス付高齢者向け住宅 プランドール錦見	〒741-0061 錦見3-5-53	43-3550
サービス付高齢者向け住宅 寺迫	〒740-1401 由宇町3918-1	63-6611
のんびり村通津　※	〒740-0044 通津2252-1	39-1188
サービス付高齢者向け住宅 千樹の杜	〒742-0417 周東町下久原2580番2	84-5555
レジデント山口	〒742-0334 玖珂町11361	81-1115

軽費老人ホーム

自宅で生活することが困難な高齢者が入居する、低価格の老人ホームです。食事付きのA型、自炊のB型、高齢者のケアに配慮したケアハウスがあります。なお、※印がついている施設は、特定施設入居者生活介護（介護保険サービス）を利用しながら生活することが可能です。

名称	住所	電話番号
錦寿苑	〒741-0081 横山3-4-7	43-4181
ケアハウス　つづの里　※	〒740-0044 通津11117-297	39-1021
ケアハウス　秀東館　※	〒742-0416 周東町用田342-6	84-5200
ケアハウス　山口エルベ　※	〒742-0334 玖珂町6978-1	81-1177

岩国市内のグループホーム一覧

認知症高齢者グループホーム

介護の認定を受けた認知症の状態にある方が数人で共同生活をする中で、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練を行います。

要支援2および要介護1～5の方が利用することができます。

施設名	住所	電話番号
グループホームあかしあ	〒740-0017 今津町1-10-9	30-0802
グループホームソラストりんか岩国	〒740-0015 川口町1-8-6	29-6337
グループホームひまわり	〒740-0026 車町1-8-12	24-1517
グループホーム装束門・みどりの家	〒740-0001 装束町4-10-13	28-5220
サンキ・ウエルビィグループホーム岩国	〒741-0071 牛野谷町2-16-32	28-5362
グループホーム錦帯橋・みどりの家	〒741-0062 岩国1-20-36	28-4875
グループホームかなえ	〒741-0061 錦見3-7-55	44-2237
愛の家グループホーム岩国平田	〒741-0072 平田5-27-55	34-3005
グループホームチェリーブラッサム	〒740-0302 下342-1	47-3326
グループホームかえで	〒740-0034 南岩国町4-59-5-1	34-2887
グループホームたんぽぽ	〒740-0043 保津町2-3-3	38-2877
グループホームあかしあ保津	〒740-0043 保津町2-6-3	39-0266
グループホームだんろの家	〒740-1424 由宇町港2-1-37	62-0300
グループホームいろりの家	〒740-1432 由宇町神東1603-3	62-0294
グループホームなのはな	〒742-0322 玖珂町1020-3	81-0725
グループホームだんけぐーと有延	〒742-0417 周東町下久原36-1	81-1050
グループホームだんけぐーと	〒742-0417 周東町下久原407	83-1122
グループホーム秀東館 虹	〒742-0417 周東町下久原1733	83-0036
グループホーム秀東館 蓮華	〒742-0425 周東町西長野265-1	83-1200
グループホーム本郷	〒740-0602 本郷町本郷2086	78-1113

養護老人ホーム

環境上の問題があり、かつ経済的に困窮しているため、自宅や他の施設で生活することが困難な方が入所できる施設です。

一般的な高齢者施設と異なり、生活費が市の措置費によって負担されるため、入所にあたっては、次の要件を満たしているか審査があります。

対　象　者

次の①と②いずれにも該当する集団生活が可能な65歳以上の方で、入院治療の必要がなく、介助なしである程度の日常生活が可能な方。

①経済的条件

- 高齢者の属する世帯が生活保護を受けている
- 高齢者およびその者の生計を維持している者に市民税の所得割が課税されていない

②環境などの条件

- 身体上または精神上の障害のため、自宅で日常生活を送ることが困難であり、世話をしてくれる人がいない
- 住むところがない、又はあっても環境が悪いなど

入所のご相談　高齢者支援課支援班　1階15番窓口　☎29-2588

施設名	住所	電話番号
玖珂地方養護老人ホーム 久楽荘	〒742-0332 玖珂町6382番地	82-2129
玖珂地方養護老人ホーム 松風荘	〒740-0602 本郷町本郷2090番地	75-2104

生活支援ハウス

環境上の理由などによって、独立して自宅で生活することが不安な方が入所できる施設です。

入所にあたっては次の要件を満たしているか審査があります。

対　象　者

岩国市に住民票を有する、おおむね満65歳以上の高齢者であって、次のすべての要件を満たす方。

⑴ひとり暮らし又は夫婦のみの世帯に属する方。
⑵要介護の認定を受けておらず、自活できる健康状態である方。
⑶身元引受人となる親族等がいる方。
⑷環境上の理由などによって自宅での生活が困難である方。

入所のご相談

美和総合支所市民福祉課　☎96-1113
錦総合支所市民福祉課　☎72-2112
高齢者支援課支援班　☎29-2588

施設名	住所	電話番号
美和生活支援ハウスやすらぎ	〒740-1231 美和町生見12572番地2	96-1130
錦生活支援ハウスやまなみ荘	〒740-0724 錦町広瀬702番地	72-2080
美川生活支援ハウスひまわり	〒740-0501 美川町小川437番地3	76-5015

終活「考えよう・話し合おう」

問 高齢者支援課地域包括支援班　☎29-2566

「終活」とは

人生の終末を迎えるにあたり、自己決定ができにくくなる時期の様々な心配事について具体的に考え、対処できる方法を準備しながら、今をより充実して過ごすための活動です。

例えば……

不動産・相続の財産をまとめ、遺言書を作成する

法律の専門家に相談してみましょう。市役所で定例開催している無料法律相談もあります。

任意後見制度の活用を検討する

認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、誰に何を手伝ってほしいかを公正証書によりあらかじめ決めておくことができます。

特に頼れる存在が身近にいない方は、自分の意思を尊重できる制度のひとつです。

今すぐの定期的な見守りなどを取り決めておく委任契約とのセットで任意後見制度を活用する方法もあります。

エンディングノートを作成する

※エンディングノートに法的効力はありません。

- **介護のこと**
  誰に介護をしてもらいたいか、施設を利用するか、介護認定の状況　など
- **医療のこと**
  自分の病気のこと、告知を希望するか、延命治療を希望するか　など
- **亡くなったあとのこと**
  葬儀会場や費用負担、誰を呼んでほしいか、埋葬方法、お墓の場所　など
- **相続のこと**
  貯金額、生命保険、借金、不動産　など
- **その他**
  自分について（育成歴や趣味など）、家族へのメッセージ、ペットのこと　など

フレイルを予防しよう

フレイルとは、体や心、社会とのつながりが弱くなった状態です。
早く気づいて、正しく対処しましょう

健康な状態を保つ**３つのポイント！**

簡単フレイルチェック（当てはまるほうに○をつけましょう）

Q1	６か月間で 2～3kg 以上の体重減少がありましたか？	はい	いいえ
Q2	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか？	はい	いいえ
Q3	ウォーキング等の運動を週に１回以上していますか？	いいえ	はい
Q4	周りの人から「いつも同じことを聞く」など物忘れがあると言われますか？	はい	いいえ
Q5	（ここ２週間）わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

太枠（左側）に○なし	フレイルなし	⇨	今の状態を維持しましょう
太枠（左側）に○が1～2個	プレフレイル（フレイルの手前）	⇨	介護予防に取り組みましょう 冊子内で『岩国はつらつ体操』紹介
太枠（左側）に○が３個以上	フレイル	⇨	

人生100年時代の備え

問 高齢者支援課地域包括支援班　☎29-2566

誰にでも脳卒中で倒れたり認知症になったりする可能性はあります。そのような状態になると、約7割の人が医療や介護などの方針を自分で決めたり、望みを人に伝えることができなくなるといわれています。介護が必要になるときは、必ずきます。自分らしい生き方や逝き方とはなにか、前もって家族間で思いを共有する機会を持ちましょう。

人生会議とは

自らが受けたいと望む医療や介護について、家族やかかりつけ医などと話し合い、共有することを人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）といいます。

人生会議をしてみよう

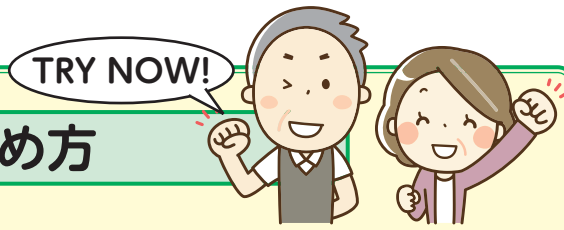

人生会議の進め方

STEP1
あなたが大切にしていることは何か考えてみましょう

□人生の目標・希望は何ですか？
□どんなことに幸せを感じますか？（家族・ペットといるとき、料理をしているとき、友人とおしゃべりをしているとき など）
□最期まで大切にしたいことは何ですか？
□あなたはどのような最期を迎えたいですか？

STEP2
信頼できる人は誰か考えましょう

□自分で判断できなくなったときに、あなたの代わりに思いを伝えてくれる人はいますか？（家族、親戚、知人、成年後見人 など）
□その人に、あなたの考えを伝えていますか？
□その人は、どんな時でもあなたの希望を尊重してくれる人ですか？

心身の状態に応じて意思は変化することがあるため、何度でも繰り返し考え、話し合いましょう

STEP3
信頼できる人や医療・ケアチームと話し合いましょう

□あなたの健康について相談できる医療や介護の関係者はいますか？
□どんな治療を望みますか？
□治療や介護をどこで受けたいですか？
□延命のための治療を望みますか？
□病気になった場合、どういう治療ができるのか知っていますか？

STEP4
話し合いの結果を大切な人たちに伝えましょう

□家族やかかりつけ医はあなたの希望を知っていますか？
□あなたが望んでいたことと家族の考えが違うときはどうしてほしいですか？
□話し合ったことは記録を取り残しておきましょう（日記、エンディングノート など）

2024年度

岩国市
高齢者福祉のしおり

令和6年10月発行

発行

岩国市役所／株式会社サイネックス

岩国市HP

サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス
〒543-0001
大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス　広島支店
〒733-0036
広島県広島市西区観音新町1丁目20番24号
TEL.082-500-9547

※掲載している広告は、令和6年9月現在の情報です。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

岩国市

高齢者福祉のしおり